21.02.19　　有限会社飯塚会計事務所

人気のレーシック 医療費控除はＯＫ

視力回復の新技術「レーシック」が注目されていますが、確定申告の時期を迎え、その手術費用が医療費控除の対象となるのか関心が寄せられています。

基本的にレーシックの場合、健康保険は利きません。手術にかかる費用は、価格競争でだいぶ下がってきてはいるものの、両眼で15～40万円程度が相場です。自分自身、または生計を一にする家族のために10万円以上の医療費を支払ったときには、医療費控除を受けることができるので、レーシック費用も医療費控除に含めたいところです。

意外に知られていませんが、レーシックの費用も最近では医療費控除の対象となります。レーシックは眼の機能自体を医学的な方法で正常な状態に回復させるものであり、それに係る費用は医師の診療または治療の対価と認められるためだからです。

レーシックの医療費控除適用で注意したいのは、医療保険や生命保険に加入している場合です。保険のなかには、レーシックも手術給付金の対象にしているものがあります。保険会社から手術費用の補てんがあるなら、医療費控除の対象である「実際に支払った医療費の合計額」から差し引かなければなりません。

確定申告の時点で手術給付金の額がわからない場合は、「給付される見込みの額を差し引いて申告し、差額が出るなら更正の請求など後で是正する手続きが必要」（税務当局）です。（